

登録業者 各位

総務・市民協働部契約課

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

平素は、本市入札・契約行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価及び設計材料単価、設計業務委託等技術者単価が前倒しで改定されたことに伴い、国、府が行う特例措置の趣旨に則り、最近の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、宇治市においても下記のとおり特例措置を実施することとします。

なお、今回の特例措置の実施については、建設産業の現在の経済状況等を踏まえるとともに、本市における地域経済と労働者に及ぼす影響を考慮し昨年に続き実施するものです。

つきましては、下請を含む適切な価格での契約及び技能労働者への処遇改善について配慮いただき、適正な水準の賃金の支払い等について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 特例措置の内容

2に定めるものの受注者は、発注者に対し、旧労務単価に基づく契約については令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計材料単価（以下「新単価」という。）に基づく契約へ、また旧技術者単価に基づく契約については同じく令和 8 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約へ、それぞれ変更するための請負代金額の変更に係る協議を請求することができます。

2. 対象案件

令和 8 年 3 月 1 日以降契約締結の建設工事案件、役務（業務委託）案件及びコンサルタント案件のうち、新単価、新技術者単価適用前の労務単価、技術者単価により、予定価格を積算しているものが対象案件となります。（ただし、暫定的に旧労務単価に基づき特命随意契約を行った案件は除く。）

3. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金＝新単価により積算された予定価格×当初契約の落札率

4. 協議請求期限

本通知に基づく請負代金額の変更に係る受注者からの協議請求期限については、当該契約を締結した日から 2 か月以内とします。（ただし、契約履行期間の範囲を超えないものとします。）

5. 協議の請求方法について

請求は各案件の担当課へ申し出るとともに、書面を提出してください。（様式は宇治市ホームページに掲載のものを参考にしてください。）

6. 特例措置の決定について

特例措置の決定をした場合、書面により通知するので、内訳書（単価改定前後のもの）を提出してください。

7. 新単価、新技術者単価適用の時期

労務、技術者単価により積算を行う案件で令和8年4月1日以降に公告等（発注）を行うものについては、原則新単価、新技術者単価による運用を開始します。